時事新報

第千二百六十九號
明治十九年五月七日　金曜日
舊丙戌四月四日　(丁卯)
日出午前五時四分　日入午後六時五十分
月出午前七時三十三分　月入午後九時五十二分
滿潮午前七時三十三分　午後七時五十三分
(西曆一千八百八十六年)

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓五十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達ス(但シ當社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラス)

東京、横濱、横須賀、神奈川、藤澤、大磯、小田原、箱根七湯、三嶋、沼津、[illegible]、靜岡、濱松、大阪、京都、大津、神戸、尾ノ道、舘山、笠岡、岡山、廣島、和歌山、德島、高知、下ノ關、長崎、名古屋、岐阜、岡崎、豐橋、四日市、[illegible]、山田、仙臺、新潟、二本松、石ノ卷、白石、函館、青森、弘前、宇都宮、高崎、小舘、岩村田、上田、鹿沼、八王子、千住、越ヶ谷、粕壁、杉戸、幸手、[illegible]、關宿、千葉佐倉、東金、八幡、船橋

[illegible]賣捌所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

東京市區改正の方案

東京市區改正案は法制局の審議を了りたる後時日を遷さずして發令の沙汰あらんと聞きたるより最早幾十日を經過したるやう覺ゆれども今日まで未だ何等の發令をも見ざるハ我輩の甚だ遺憾とする所にして東京市中到る處に甚だ待遠しとの歎聲あるは至極尤もの次第なるべし明治十七年十二月時の東京府知事芳川顯正氏が市區改正の事に關し政府に上申したる次第は世に公然たりし以來は東京市民の耳目專ら此一點に集まり早く其方案の確定せんことを望み又其確定方案は公示を望まざるはなし地面を所持する者は謂へらく改正市區中に於て我持地は宅地に屬すべきや將た道路敷地に屬すべきや知らず今より何様にか資本を下さんとするも不日改正の時に當り其事は全く徒勞徒費に屬し思はざる損失を蒙ることあるやも知るべからずと家屋を所持する者とても亦同様の考へにして不安心千萬決して輕卒に手を下すこと能はず依て皆先づ何事も中止して事の定まるを待たんとせり左れば今回市區改正の中央本據たるべしとの風說ある日本橋區京橋區神田區邊にては[illegible]下落すれども地面を買はんとする者なく廉價は實[illegible]あれども買入なく商店倉庫を新築せんとて既に其圖面の成就しあれども更に普請に着手する氣色なく唯でさへ數年來の不景氣の爲めに東京市中すべて火の消えたる如き有様なるにかてゝ加へて市區改正の方案確定までは不動産に關する一切の事業當分見合せとなりたるより工人職人の無職業にして衣食を得るに苦しむ[illegible]くべき程の有様あり當局の人々は宜しく大に[illegible]して改正の方案を一日も早く市民に公示せられんこと[illegible]の切に希望する所なり

東京[illegible]市區改正案の公示を得ざるが爲めに土地又家屋[illegible]に關する永遠の事業にはすべて手を下すこと能はざる[illegible]實に困難を極むるの事實ある[illegible]の事は[illegible]る所なるが此外市區改正着手[illegible]市民の大に迷惑する所は折角改正は[illegible]區內の却つて大に[illegible]する恐れはなき[illegible]に大に市區を改築して[illegible]完全なる用水[illegible]家屋は一切石炭瓦の類をもちゐて燒き家の建築を許さずとして立派なる東京と改造しみれば日本帝國の首府なりと他人に示して耻かしからぬものと爲るは固より愉快の事なれども煉瓦は家を建築するの費用と木と泥との家を建築するの比にあらず家屋の既に高價なるが上に改正一切は諸便利を利用するの價として居家諸入費の增すべきは無論の事なるがゆゑに市區內に一戸を所持するの費用は從前に比して必ず大に增加することあらん斯くある上は下等の人民等は市內の住居迚も叶はず市外邊鄙の地に居を轉ずべく或は轉居せざるまでも從前は一家族三室又は四室に分居したるものも儉約の爲めに以後と二室又は三室にて間を合はすなどいふ事となるに隨て中央市區內家屋は需用大に減少し町內所々に歯の拔けたる如く空地を生じ或は巍然たる商店の軒を並ぶるある間に戸を鎖して店頭に貸家札を招くもれば風にもまるゝ貸家札のみといふやうなる市中一体甚だ淋しき景況を呈すべきやも知るべからずと云て未來の取越苦勞に心氣を惱ますもの即ち是なり我輩は斯る奇觀を實際に見得べしとは決して信ぜざる所なれども豫算はすべく成る丈け內端にするが尋常の道なるがゆゑに遠く萬一の危險を慮り豫め大にまれに備へて斯る悲境に陷らざるの工風に手を盡すも亦東京市區改正に關する甚だ大切の事柄ならんと信ずるなり此準備の第一は東京に築港して海の商路を開き東京に集まる鐵道の線路を增し又これを長くして陸の商路を便にする等に在ること固より論を俟たざれども此等重大なる事柄の外に日常瑣細の事に涉るまでも人間處世上の快樂便宜は其必要に屬すると贅澤に屬するとを問はず一切萬事皆中央市區內に集合せしむるの工風を爲すこと甚だ肝要なり各商品の中央市場等は勿論芝居相撲場觀物興行場遊廓の類に至るまで皆中央市區內に輻湊せしむべきものにして決してこれを僻遠の地に疎外すべからず即ち方數里內の中央市區を人間世界生存競爭の地獄極樂の中央區と爲して決して其細小事故を問ふべからざるなり斯くの如くして倘は東京市街の寂寥を掛念するは寧ろ過慮の甚だしきものと云はんのみ

官報

○農商務省令第七號

北海道廳　府縣　沖繩縣ヲ除ク

漁業組合準則左ノ通相定ム依テ此準則ニ基キ組合ヲ設置セシメ其規約認可ノ上當省へ屆出ヘシ

明治十九年五月六日　農商務大臣伯爵西鄕從道

漁業組合準則

第一條　漁業(水產動植物採捕ヲ併稱ス)ニ從事スルモノハ適宜區畫ヲ定メ組合ヲ設ケ規約ヲ作リ管轄廳ノ認可ヲ請フヘシ

但漁者僅少ニシテ他ノ漁場ニ關係セサル地ハ管轄廳ノ見込ヲ以テ組合ヲ要セサルコアルヘシ

第二條　組合ハ營業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ增進スルヲ目途トスヘシ

第三條　組合ハ左ノ二類トス

第一類　捕魚採藻(遠海漁業若クハ大地引巨網捕鯨鮭鱒昆布採收ノ類)各其種類ニ從ヒ特[illegible]モノ

第二類　河海湖沼沿岸ノ地區ニ於テ各[illegible]同シテ組合ヲナスモノ

第四條　前條第二類ノ漁業ニシテ漁場ノ[illegible]ノハ必ス一組合トナスヘシ

第五條　組合ノ規約ニ掲クヘキ事項ハ左[illegible]

一、組合ノ名稱及事務所ノ位置
二、組合ノ目的
三、役員選擧法及權限
四、會議ニ關スル規程
五、加入者及退去者ニ關スル規程
六、違約者處分ノ方法
七、費用ノ徵收及賦課法
八、捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事
九、漁具漁法及採藻ノ制限ヲ立ル事
十、漁業區域ニ關スル事
十一、前各項ノ外組合ニ於テ必要トナ[illegible]

第六條　組合ハ規約ヲ更正シ若クハ其組[illegible]セントスルトキハ管轄廳ノ認可ヲ請フ[illegible]

第七條　組合ハ聯合會ヲ設ケ其規約ヲ作[illegible]更正セントスルトキハ管轄廳ノ認可ヲ[illegible]

第八條　二府縣以上ニ渉ル組合及聯合會[illegible]管轄廳ヲ經テ農商務省ノ認可ヲ請フヘ[illegible]

但規約ヲ更正シ若クハ其組合ヲ分立[illegible]トキモ亦本條ニ準スヘシ

第九條　二府縣以上ニ渉ル組合ハ便宜ノ[illegible]部ヲ設ケ其他ハ每府縣事務所支部ヲ置[illegible]

但支部ハ組合ノ事情ニ依リ其必要ナ[illegible]於テハ之ヲ置カサルヲ得

○辭令

陸軍歩兵大尉 [illegible]
陸軍砲兵大尉 [illegible]
陸軍歩兵中尉 [illegible]
補陸軍大學校教授
(各通)

判事 [illegible]
第二期松江重罪裁判長ヲ命ス(四月二十[illegible]裁判所)

同 [illegible]
第二期高知重罪裁判陪席ヲ命ス(四月二[illegible]訴裁判所)

同 [illegible]
第二期廣島重罪裁判豫備陪席ヲ命ス(四[illegible]控訴裁判所)

○虎列剌發生　福岡縣企救郡小倉田町に七日男一名類似虎列剌に罹りたるを以て[illegible]張せしめ消毒離隔等に着手せり(福岡縣[illegible]
(以上三件本年五[illegible])

○勅令

○勅令第四十號　(裁判所官制の續き)

第二十七條　治安裁判所ヲ除クノ外裁判[illegible]置キ檢察官ヲシテ治罪法及訴訟法ニ定[illegible]司法ニ關スル事項及司法ノ行政ニ關ス[illegible]督ノ職務ヲ行ハシム其處務ノ規程ハ別[illegible]依ル

治安裁判所ニ於テハ別ニ檢事局ヲ置カ[illegible]シテ其所轄ニ屬スル檢察事務ヲ掌ラシ[illegible]ヲ置カサルノ治安裁判所ニ於テハ警察[illegible]ヲシテ檢察事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十八條　各檢事局ノ管轄ハ其所在裁[illegible]域ニ依ル

第二十九條　檢察官ハ其職務上其所在裁[illegible]サルモノトス

第三十條　檢察官ハ裁判官ノ職務ヲ行[illegible]ス又其職務ヲ監督セシムヘカラス

第三十一條　檢察官差支アリテ止ムヲ得[illegible]テハ裁判所長ハ司法大臣ノ認可ヲ承ケ[illegible]リ臨時代理ヲ命スルコトアルヘシ

第三十二條　大審院檢事長ハ所屬檢事及[illegible]ヲ監督シ控訴院檢事長ハ所屬檢事及所[illegible]司法警察官ヲ監督ス

第三十三條　檢察官ハ職務上其所屬長官[illegible]スヘシ司法警察官ノ檢事ノ補助官トナ[illegible]亦同シ

第三十四條　始審裁判所檢事局ニハ檢事[illegible]